

## 容器包装リサイクル法の評価検討に関する議論の整理の概要 (報告書の取りまとめに向けて)

### **・課題**

社会的コストの抑制の必要性  
更なる資源の有効利用の必要性  
最終処分場制約への対応  
国民の環境意識の一層の向上

### **・政策立案に当たっての主な視点**

政策手法のベストミックスの追求  
政策の費用と効果のバランス  
他の社会的要請とのバランス  
容器包装のライフサイクルを意識した取組の必要性  
各主体の創意工夫や連携の促進

### **・見直しの具体的な方向性**

#### **1. 各主体による3Rの取組の推進**

##### (1) 事業者による取組

容器包装が有する品質保持機能や輸送効率の向上などの機能に対する社会的要請に配慮しつつ、容器包装の製造・利用段階における3Rの取組を強化。

事業者による自主的取組の検討状況を踏まえつつ、事業者が3Rの推進のために取り組むべき事項の大枠を国が示した上で、これに従って創意工夫を發揮した、柔軟で効率的な取組を促す仕組みを検討。

取組状況のフォローアップを定期的な報告制度や審議会の間などを利用して実施し、継続的な改善を促進。

リターナブル容器の普及に向け、現行の自主回収の認定制度の見直しや新たなビジネスモデルによる導入への支援。

##### (2) 消費者による取組

製品への表示などの事業者からの3R関連情報の提供を通じて、消費行動を変革。

レジ袋の有料配布やマイバッグの持参を促す取組などを通じて、環境意識の一層の向上を推進。

### (3) 市町村による取組

各市町村における容器包装廃棄物の分別排出のための取組を促進するため、削減目標を定めた計画を策定するとともにこれを公表し、実施状況をフォローアップする仕組みを導入。

計画策定に当たり、市町村、消費者、事業者等の関係者が連携して、地域の実情を反映した対策を協議する仕組みの構築を促進。

排出抑制やコスト削減に成功した市町村の取組事例を他の市町村に展開するための方策を検討。

廃棄物収集の有料化の適切な導入の推進。

## **2. 分別収集から再商品化に至るプロセスの高度化と主体間の連携強化**

容器包装リサイクルの費用対効果を向上させるためには、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出抑制を進めるとともに、再商品化手法の高度化と併せて、再商品化のための「原料」となる分別基準適合物の品質の向上を図ることが重要。

このため、現在市町村間で異なっている消費者に対する分別排出の指導方法を統一するとともに、容器包装廃棄物の排出抑制や分別基準適合物の品質の向上を図り、再商品化の効率化に貢献するよう努力した市町村に対して、取組へのインセンティブが働く仕組み等を検討する。

分別基準適合物中の異物や食品残渣等の減少に向けた取組に早急に着手する。例えば、「食品等の汚れが簡単な洗浄では落ちない容器包装、使い残しの内容物が残ったラップ類等の容器包装は、リサイクル向けとして排出しない」との方針を全国で共通化し、これを徹底。

(財)日本容器包装リサイクル協会が分別基準適合物の基準を満たさないものの引き取りを拒否するなどの運用を厳格化。

消費者、市町村、事業者の連携により、効率化が図られるよう、各主体が解決すべき課題について協議を行う場を全国レベルや地域レベルで設定。プラスチック製容器包装の分別収集区分と再商品化手法の適切な組合せの検証を行うため、市町村の協力を得て、分別収集の実証実験を行い、再商品化工程の高度化に対する効果を評価することを検討。

事業者や市町村の取組により、容器包装廃棄物の減量化や分別基準適合物の品質の向上、再商品化手法の高度化等を通じて、再商品化の合理化・効

率化が図られた場合には、効率化による成果を双方に配分する連携の仕組みを検討。

各市町村への配分については、システム全体の効果や効率を向上させることにつながるよう、各市町村の取組による再商品化の合理化の程度に応じたものとする 것을検討。

事業者間の負担の公平性については、現行制度を適当としつつ、制度の基本に関わる事項であり将来的な課題との見方もある。現行方式においても再商品化義務量の算定の根拠となる調査等の精度向上に引き続き努力。

### **3. プラスチック製容器包装の再商品化手法の高度化**

再商品化の品質の向上と再商品化の過程で生じる残渣量の低減を図り、真に費用対効果の高いリサイクルを実現する。

(財)日本容器包装リサイクル協会で検討されているマテリアルリサイクルの品質基準の活用。

RPF(Refuse Paper and Plastic Fuel)やセメント原燃料などの化石燃料の代替性の高い燃料への利用については、市町村の一般廃棄物処理施設における発電・熱利用と比較して優位な手法であり、分別収集量が再商品化能力を上回った場合等における補完的な手法として制度上位置付け(運用に当たり既存の再商品化手法との関係上考慮すべき事項について検討。)

指定法人の入札の方法について、入札の公正性や透明性に留意しつつ、標準コストを基礎とする選定方法の導入等の見直しを推進。

指定法人の入札における各再商品化手法の位置付けについては、環境負荷の低減効果等の技術的な観点から今後検討。

指定法人が、再商品化された物の最終的な利用方法等について情報提供を行う機能の強化。

### **4. ただ乗り事業者対策の強化**

容器包装リサイクル制度において再商品化の義務を負う事業者間の公平性を確保するため、再商品化費用を負担せず義務を履行しない「ただ乗り」の抑止策を強化する。

現行の公表制度に基づく義務の不履行情報を活用することにより、消費者団体や金融機関等による社会的な監視を強化。

サプライチェーンの中で、再商品化義務の履行を商品の仕入れの際の条件

とする商慣習の普及。

罰金額(現行50万円以下)の引き上げの検討。